

第六十七回 帝國議會院 議衆倉庫業法案委員會議錄（速記）第五回

付託議案
倉庫業法案

倉庫業法案(政府提出)

昭和十年三月六日(水曜日)午前十一時開議
會議

出席委員左ノ如シ

委員長 岩本 武助君

理事中井一夫君 理事池田敬八君

板谷 順助君

山本 厚三君

出席政府委員左ノ如シ

商工政務次官 勝正憲君

商工參與官 高橋 守平君

商工省商務局長 村瀨 直養君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

倉庫業法案(政府提出)

○岩本委員長 ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キ

○板谷委員 私ハ曩ニ参考書ノ提出ヲ要求

テ置キマシタ中ニ、全國ニ於テ證券ヲ發

シテ處分サレタル件數及大體ノ金額、最

近三箇年間、是ノマダ御提出ガアリマセヌ、

ノレカラ商業倉庫ニ對シテ補助ヲサレタ金

頃ガアリマシタナラバ、ツレフ一ツ御示シ

ノ頭ヒタツイ、是モマダアリマセヌ、之ヲ要

原レタスはアーリーライジングセレクションの要

屢質問云緣邊不必要ノア

リマセヌノデ、大體此法案ニ對スル所ノ質問ハ、許可ニ對スル基準ヲ御示シ願ッタ上ニ、更ニ御質問シタイト思フノデアリマスルガ、是マテノ質疑應答ノ中ニ、農業倉庫ナルモノガ段々發達シテ居ル傾向ガアル、之ニ對スル地方ノ普通倉庫ト申シマスルト云フト、主ニ商人ガ關係シテ居ル、隨テ商業組合ノ發達ニ對シテ、政府ノ當局トシテハ將來ドウ云フヤウナ御考ヲ有ツテ御出デニナルカ、御意見ノアル所ヲ伺ヒタイト存ジマス

ハ出來ルダケ低利資金等ノ融通ヲ致シマス
リマシテモ、所謂中小商業者ニ對スル低利
資金ノ途ハ講ゼラレ得ル範圍ニ於キマシテ
ハ、出來ルダケ講ジマシテ、サウ云フ官ノ
監督ニ伴ヒマシテ、業界ノ弊害ヲ匡正致シ
マスルト同時ニ、出來ルダケ積極的ノ助成
モ致シタイ、之ニ依ツテ商業的ノ倉庫ノ發
展ヲ圖リタイ、斯様ニ考ヘテ居リマスル次
第デアリマス

○板谷委員 積極的ノ助成ヲ圖リタイト云
フ其御意見ハ、例ヘバ農業倉庫ハ從來建築
物ニ對シテ四割一分ノ補助ヲ致シテ居ル、
或ハ稅金其他ニ付キマシテハ、無稅トシテ
便宜ヲ圖ッテ居ル、唯普通倉庫ガ今日非常ニ
困ヅテ居ルノハ、先般山本君モ質問サレタ
ノデアリマスガ、私法人ノ建物ノ稅ガ非常ニ
高イ、斯ウ云フヤウナ點ニ付キマシテモ、
商工省當局トシテハ内務省ニ交渉シテ、之
ヲ緩和セラレル積極的ノ御考ガアリマスカ
バ如何ニモ御尤ナ次第ト存ジマス、果シテ
○勝政府委員 實ハ昨日山本君ノ御質問
デ、其事情ヲ初メテ承ッタノデス、伺ツテ見レ

内務省ガドウ云フ所マデ踏込ンデヤリマス
カ知リマセヌガ、交渉ヲ試ミテ見マス
○山本委員 地方局長ハ見エマセヌカ
○岩本委員長 一寸山本君ニ申上ゲマス、
地方局長ハ、今ノ他ノ委員會デ答辯中デアマス、
リマスカラ、出席ハムヅカシイト言ッテ參リ
マシタ——ソレデハ十一時半マデ休憩致シ
マス

午前十一時十分休憩

午前十一時三十七分開議

○岩本委員長 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キ
マス

○板谷委員 許可ニ對スル基準ニ付キマシ
テハ、只今書面ヲ以テ御配付ニナリマシ
テ、大體諒承シタ譯デアリマスガ、之ヲ見
マスルト、極メテ漠トシテ居ツテ、申請者ノ
資力、設備等ヲ標準ニシテ決定ヲ爲ス豫定
デアル、勿論都會ト地方トハ、ソレヽ事
情ノ異ナルコトデアリマスカラ、此基準ニ
付キマシテモ、隨テ相當ナ差異ノアルト云
フコトハ當然ナコトデアリマスルガ、然ラ
バ許可ニ對スル所ノ方針ハ、絕對ニ政府ノ

權力ヲ以テ之ヲ御ヤリニナル、斯ウ云フ御考デアリマスカ、其點ヲハッキリ伺ヒタイ

○村瀬政府委員 只今許可ノ標準ニ付テ、昨日大體口頭デ御説明ヲ申上ゲマシタ所

ヲ、書面ニ認メテ御覽ヲ願ツテ居リマスルガ、此許可ノ標準ニ付キマシテハ、板谷サ

ンモ度々御質問ガゴザイマスシ、御心配ニナッテ居ラレマスヤウニ、營業者ニ對シテ非常ナル變動ヲ與ヘテ、不利益ヲ及ボスノデハナイカト云フ點ニ付キマシテハ、此書面ニモ認メテ居リマスルヤウニ、既存ノ營業者ニ付キマシテハ、特ニ支障ノアルモノヲ除イテ、大體ニ於テ之ヲ許可スルト云フ趣旨ヲ以テ許否ノ決定ヲ爲シ、之ニ依ツテ業界ニ變動ヲ與フルコトナカラシメルト云フコトニ努メル、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、尙ホ是ハ根本ノ主義デゴザイマスガ、詳細ノ標準ト云フモノニ付キマシテハ、只今御質問ニナリマシタヤウニ、場合々ニ依ツテ必シモ一律ニハ參リ兼ネルト思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ固ヨリ法律運用ニ當リマシテハ、十分ニ注意ヲ加ヘマシテ、決シテ官廳ガ勝手ニ、專斷デ決定ヲスルト云フヤウナコトハナカラシメル、現實ニ運用ノ場合ニ於テ周到ナル注意ヲ加ヘマシテ、妥當ナル結果ヲ持來サント、斯様ニ考ヘテ

居ル次第デアリマス

○板谷委員 官廳ガ勝手ニ專斷的ニヤル意

思ガナイト云フヤウナ御答辯デアリマシタガ、然ラバドウ云フ方法デ基準ヲ御定メニナリマスカ

○村瀬政府委員 ソレハ勿論申請ガアリマシタ場合ニ、各具體的ノ條件ヲ綜合シテ、決シテ無理ノナイ決定ヲ致シタイ、殊ニ一

ハナイカト云フ點ニ付キマシテハ、此書面ニモ認メテ居リマスルヤウニ、既存ノ營業者ニ付キマシテハ、特ニ支障ノアルモノヲ除イテ、大體ニ於テ之ヲ許可スルト云フ趣旨ヲ以テ許否ノ決定ヲ爲シ、之ニ依ツテ業界ニ變動ヲ與フルコトナカラシメルト云フコトニ努メル、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、尙ホ是ハ根本ノ主義デゴザイマスガ、詳細ノ標準ト云フモノニ付キマシテハ、只

ハ統制ト云フ意味ヲ以チマシテ、數方多過

ヤウニ、同ジヤウナ條件ガアル場合ニ、或

ハ統制ト云フ意味ヲ以チマシテ、數方多過

ヤウニ、同ジヤウナ條件ガアル場合ニ、或

ハ統制ト云フ意味ヲ以チマシテ、數方多過

ヤウニ、同ジヤウナ條件ガアル場合ニ、或

ハ統制ト云フ意味ヲ以チマシテ、數方多過

ヤウニ、同ジヤウナ條件ガアル場合ニ、或

ハ統制ト云フ意味ヲ以チマシテ、數方多過

ニ考ヘテ居リマス

○板谷委員 此運用ハ勿論人ニ依ルコトデ

アリマシテ、法文ガアル以上ハ、其法ノ命

スル所ニ依ツテ判断フシナケレバナラヌノ

ナリマスガ、唯私ガ伺シテ置キタイコト

ハ、勿論一定ノ基準ト云フモノガアツテ、ソ

レニ依ツテ當嵌ツテ居ルモノニ對シテハ、成

ベク許可ヲスルト云フヤウナ御話モアリマ

スケレドモ、兎モ角モ此許可ト云フコトニ

付テハ、例ヘバ地方廳ニ委任爲サル場合ガ

アルトシテモ、絕對ニ政府ノ權力ニ依ツテ許

否ヲ御決定爲サル御考デアルカドウカ、其

點ヲハッキリ御答願ヒタイ

具體的ニ一々各場合ノ點ヲ書キ舉ゲルト云

フコトハ困難デアリマスガ、觀念上ニ於キ

マシテハ、大體一定ノ標準ガアルト思ヒマスカラ、善良ナ管理者ノ注意ヲ以チマシテ、適當ナ判断ヲシテ參リマスレバ、決シテ不

妥當ナ結果ヲ生ズルト云フコトハナカラウ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○板谷委員 唯私共ガ心配ヲ致シマスコトハ、近頃ハ何事モ官憲萬能デ以テ、總テ政

府ノ權力ノ下ニ有ユル仕事ヲ統制スル、成程一面ニ於テ利益モアリマセウガ、又一面ニ於テ非常ナ弊害ガアルコトヲ私共ハ見テ居ルノデアリマス、デアリマスカラ、今ノ御答辯ニ依レバ無理ハシナイ、勿論又無理ヲ爲サル譯モナイデアラウガ、其官吏ノ認定ニ依ツテ許否ヲ決定スルト云フ建前デアルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、無理ハシナイ、從來ノ倉庫モ支障ノ無イ限りハ、成ベク之ヲ許可スル方針デアルト仰シヤッテモ、其人ヲ得ザレバ其弊害ノ及ブ所、如何ナル狀態ニ及ブカ測リ知ルコトガ出來ナ

イノデアリマス、デアリマスカラ、此精神ハ、此許否ノ決定ト云フコトハ、官吏ノ掌中ニ在ルト、斯ウ云フ意味ニ結論ガナルヤ

テモ違ヒマスルシ、其外萬般ノ關係ガ違ヒテモ、其人ヲ得ザレバ其弊害ノ及ブ所、如何ナル狀態ニ及ブカ測リ知ルコトガ出來ナ

イノデアリマス、デアリマスカラ、此精神ハ、此許否ノ決定ト云フコトハ、官吏ノ掌

中ニ在ルト、斯ウ云フ意味ニ結論ガナルヤ

ウニ私ハ考ヘルノデアリマス、サウ解釋シ

テ宜シウゴザイマスカ

書キ舉ゲルト云フコトハ困難デアル、斯様

○村瀬政府委員 ソレハ茲ニ差上ゲマシタ
書類ニ依リマシテモ、ソレカラ數回ニ互ツテ
御説明致シマシタ趣旨ニ依リマシテモ、其
抽象的ノ標準ト云フモノハ、大體一定シテ
居ルカト思フノデアリマス、其標準ヲ具體
的ニ適用スル場合ニ、其精神ニ背反スルコ
トガアルカナイカト云フ問題ニナルカト思
ヒマス、決シテ標準ガ無クテ處理スルト云
フノデハナイノデアリマス、唯問題ハ其精
神ニ現レテ居リマスル抽象的ノ標準ヲ、具
體的ニ詳細ニ各個ノ場合ニ付テ書クト云フ
コトニナリマスト、是ハ色々千差萬別デゴ
サイマスカラ、書クコトハ中々ムツカシイ、
併ナガラソレ等ノ背後ニ存在致シマスル精
神ト云フモノハ、度々申上ゲテ居リマスル
所ニ依ツテ明瞭デアルト考ヘテ居ル次第デ
ゴザイマシテ、決シテ役人ガ勝手ニ決定ス
ル、斯ウ云フ趣旨デハゴザイマセヌノデス
カラ、其點御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○板谷委員 ドウモ私ハ其處ガ分リマセ
ヌ、役人ガ勝手ニ其許否ヲ決定スルノデハ
ナイト仰シヤルガ、併ナガラ大體ノ許可權
ト云フモノガ、主務大臣ニアルト致シマシ
タナラバ、勢ヒサウ云フ結論ニナルノデヤ
ナイカト思フ、勿論無理ナコトハ爲サラヌ
デアリマセウ、大體ニ此地方ハ此程度ノ倉

庫ガ適當デアルト云フヤウナ、御判断ノ下
ニ御ヤリニナルデアリマセウガ、唯私が伺ッ
テ置キタイコトハ、要スルニ其時々ノ人ニ
依ツテ最モ有效ニ運用セラレマシタナラバ、
何等私ハ弊害アリトハ言ハヌノデアリマ
ス、若シ其人ヲ誤タナラバ、所謂許可權ト
云フモノガ絶対ニ官廳ニアルト云フコトニ
ナレバ、從ツテ其弊ガ起ルノデヤナイカ、人
ノ如何ト云フコトハ將來ノコトデアリマ
ス、大體吾々ガ審議スルニ付テハ、法案ト
云フモノヲ基礎トシテヤラナケレバナラヌ
ノデアリマスカラ、今申上ゲルヤウニ諄ク
申スヤウデアリマスケレドモ、詰リハ許可
權、許否ノ決定ト云フモノハ主務大臣ニア
ル、斯ウ解釋シテ宜シウゴザイマセウカ
○村瀬政府委員 許否ノ決定權ハ、極ク形
式的ニ申シマスレバ主務大臣ニアリマスル
ガ、併ナガラ主務大臣ガ勝手ニ決定スルノ
デナクテ、許否ヲ決定致シマスル場合ニ、
標準ト云フモノハ自ラ存在ヲスル、其標準
ハ然ラバ何處ニアルカト申シマスレバ、度
度御説明申上ゲテ居リマスシ、又書類ニモ
アリマスガ、抽象的ノ標準トシテハ、自ラ
一定ノ限度ガアル、其限度ハドウ云フ所ニ
アルカト申シマスレバ、法律全體ノ精神ガ

庫ガ適當デアルト云フヤウナ、御判断ノ下
ニ御ヤリニナルデアリマセウガ、唯私が伺ッ
テ置キタイコトハ、要スルニ其時々ノ人ニ
依ツテ最モ有效ニ運用セラレマシタナラバ、
何等私ハ弊害アリトハ言ハヌノデアリマ
ス、若シ其人ヲ誤タナラバ、所謂許可權ト
云フモノガ絶対ニ官廳ニアルト云フコトニ
ナレバ、從ツテ其弊ガ起ルノデヤナイカ、人
ノ如何ト云フコトハ將來ノコトデアリマ
ス、大體吾々ガ審議スルニ付テハ、法案ト
云フモノヲ基礎トシテヤラナケレバナラヌ
ノデアリマスカラ、今申上ゲルヤウニ諄ク
申スヤウデアリマスケレドモ、詰リハ許可
權、許否ノ決定ト云フモノハ主務大臣ニア
ル、斯ウ解釋シテ宜シウゴザイマセウカ
○中井委員 本日御提出ニナリマシタ倉庫
證券發行ノ許可ヲセラレルノ標準デアリマ
ス、是ハ書面デ御差出シニナッタノデアリマ
スガ、速記録ニ商工省ノ執ランツル標準
記シテ置カレルコトガ將來ノ爲デハナイカ
ト思フノデアリマス、其點ニ付テ政府ノ御
意見ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○勝政府委員 此標準ハ、實ハ前回ノ委員
會ニ山本厚三君ノ質問ガゴザイマシテ、大
體同ジャウナコトヲ政府委員カラ答辯シテ
テ吳レト云フ御要求ガアリマシタカラ、本
日再ビ出シタノデアリマスガ、之ヲ此儘速
得マシテ、速記錄ニ載セルコトニ致シタイ
ト思ヒマス

○中井委員 政府ノ御意見ガソコニアリマ
スルナラバ、只今直チニ此書ヲ其儘、政府
ノ御説明トシテ速記錄ニ明記シテ置カレン
コトヲ要求致シタイト思ヒマス

○岩本委員長 諒承致シマシタ

○中井委員 引續イテ御尋ヲ致シマス、此
倉庫業法ト云フ問題ニ付キマシテハ、既ニ
板谷議員、其他ノ方々カラ詳細質問ガアッタ
ノデアリマス、其御質問ニ現レマシタ所ノ
憂慮ハ、私モ亦其感ヲ等シウ致ス者デアリ
マス、併ナガラ其點ニ付キマシテハ、既ニ
各委員ノ方々ヨリ詳細ノ御質問ガゴザイマ
シタカラ、敢テ茲ニ繰返スノ煩ヲ避ケタイ
ト思ヒマス、唯本日御提出ニナリマシタ許
可ノ標準ニ付テ、二三御質問ヲ致シマスル
モノガアリマスカラ、此點ヲ御尋ヲ致シテ
置キタイト思ヒマス、其標準ノ第一點ノ趣
旨ハ分リマシタ、第二ノ點ニ付キマシテハ、
即チ人約ノ條件ト云フモノガ決メラレテ居
ル譯デアリマス、此條件ノ内容ヲ見マスル
ト、處罰ヲ受ケタ者ノコトガ明ニサレテ居
ルノデアリマシテ、處罰ヲ受ケタ者ヲ役員
トスル法人ノ如キモノハ、之ヲ許可セナイ

方針デアルト云フコトヲ明記サレテ居リマス、ソコデ私共ノ疑ト致シマスコトハ、倉庫業者、固ヨリ個人デヤルモノモアリマセウシ、法人デヤルモノモアルノデアリマス、レテ居ルヤウデアリマスガ、個人ガ之ヲ經營シテ居ルト云フヤウナ場合ニ付キマシテ、其經營者自體ニ斯様ナ處罰ノ問題ガ起ツタラ之ヲ如何ニセラレルカト云フコトヲ、一つ御尋ラシテ置キタイト思ヒマスガ、如何ナモノデゴザイマスカ

○村瀬政府委員 只今ノ御質問デゴザイマスガ、第二項ニ於キマシテハ、法人ノ場合ザイマシテ、其前段ノ方ノ處刑後一定期間ヲ經過セザル者ト申シテ居リマスノハ、實ハ個人ガ經營致シテ居ル場合ヲ豫想シテ居ルノデアリマシテ、ソレカラ後段ノ方ガ、サウ云フモノヲ役員トスル法人、斯ウ云フコトデ、法人ヲ豫想致シテ居ル次第アリマス

ウナ結果ガ起ルノデハナイカト云フコトヲ心配致シマス、倉庫業法ノ目的ハ、先般來政府ヨリ度々御説明ノアリマスル通り、即チ倉庫證券ノ發行ト云フモノニ付テ、取引ノ安全ヲ期セラレルト云フコトガ其主眼デアルト存ズルノデアリマス、其以外ニハ格別ナル目的ヲ有ツモノデハナイ、固ヨリ刑ニ觸レテ處罰ヲサレタル者ニ對シテ制裁ヲ加フルヤウナ、若クハ之ヲ排撃スルヤウナ、更ニ進ンデ言フナラバ、其商賣ヲ取上ゲルヤウナ、左様ナ懲罰的ナ目的ヲ有ツモノデナイト云フコトハ、當然ノコトデアルト思ヒマス、即チ本法ノ目的ハ、一ニ倉庫證券發行ニ關シテ、取引ノ安全ヲ期スル趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、然ラバ此許可ヲ爲スニ付テノ條件ノ如キモノニ致シマシテモ、固ヨリ人的條件ニ付テモ、矢張此趣旨ヲ經過セザル者ト申シテ居リマスノハ、實ハ個人ガ經營致シテ居ル場合ヲ豫想シテ居ルノデアリマシテ、ソレカラ後段ノ方ガ、サウ云フモノヲ役員トスル法人、斯ウ云フコトデ、法人ヲ豫想致シテ居ル次第アリマス

○中井委員 御説明ハ能ク諒承致シマシタ、ソコデ其御方針デアルト、ソレガ個人デアッテモ、法人デアッテモ、本當ノ世態人情ニ合ハナイ事情、殊ニ政府方現ニ提出ラサレテ居ル倉庫業法ノ目的ニモ即セナイヤス、具體的ニ之ヲ申シマスルト、申スマデモナク、本案ノ趣旨ハ、何處マデモ倉庫證券發行ニ關シテ、取引ノ安全ヲ期スルト云フコトヲ致シマスカラ、倉庫證券ノ發行、少アル目的ヲ有ツモノデハナイカ、倉庫證券ノ安全ヲ期セラレルト云フコトガ其主眼デアルト存ズルノデアリマス、其以外ニハ格別ナル目的ヲ有ツモノデハナイ、固ヨリ刑ニ觸レテ處罰ヲサレタル者ニ對シテ制裁ヲ加フルヤウナ、若クハ之ヲ排撃スルヤウナ、更ニ進ンデ言フナラバ、其商賣ヲ取上ゲルヤウナ、左様ナ懲罰的ナ目的ヲ有ツモノデナイト云フコトハ、當然ノコトデアルト思ヒマス、即チ本法ノ目的ハ、一ニ倉庫證券發行ニ關シテ、取引ノ安全ヲ期スル趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、然ラバ此許可ヲ爲スニ付テノ條件ノ如キモノニ致シマシテモ、固ヨリ人的條件ニ付テモ、矢張此趣旨ヲ經過セザル者ト申シテ居リマスノハ、實ハ個人ガ經營致シテ居ル場合ヲ豫想シテ居ルノデアリマシテ、ソレカラ後段ノ方ガ、サウ云フモノヲ役員トスル法人、斯ウ云フコトデ、法人ヲ豫想致シテ居ル次第アリマス

ス、具體的ニ之ヲ申シマスルト、申スマデモナク、本案ノ趣旨ハ、何處マデモ倉庫證券發行ニ關シテ、取引ノ安全ヲ期スルト云フコトヲ致シマスカラ、倉庫證券ノ發行、少アルコトヲ致シマス者ガ處罰ヲ受ケタト云フヤウナ場合ニ於テハ、之ヲ許サズトセラル、ノ條件トセラレマシテモ、私ハ其條件ト云フモノハ必シモ不可デハナイト思フノクトモ倉庫業ニ關スル者バカリデハアリマセス、平素極ク正直ナ人ガ、何カノ機會ニ興シモ倉庫業ニ關スル者バカリデハアリマセス、又最近能クアリマスル國家國民デアリマス、併ナガラ處罰ヲ受ケル者ハ必ナイト云フコトハ、當然ノコトデアルト思ヒマス、即チ本法ノ目的ハ、一ニ倉庫證券發行ニ關シテ、取引ノ安全ヲ期スル趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、然ラバ此許可ヲ爲スニ付テノ條件ノ如キモノニ致シマシテモ、固ヨリ人的條件ニ付テモ、矢張此趣旨ヲ經過セザル者ト申シテ居リマスノハ、實ハ個人ガ經營致シテ居ル場合ヲ豫想シテ居ルノデアリマシテ、ソレカラ後段ノ方ガ、サウ云フモノヲ役員トスル法人、斯ウ云フコトデ、法人ヲ豫想致シテ居ル次第アリマス

ウ、是亦事情ハ色々アリマシテモ、法ハ之ニ對シテ嚴重ナル處罰ヲ加ヘルノデアリマス、斯ウ云フコトノ爲ニ處罰ヲ加ヘラレマシタトテ、私ハ倉庫營業ヲ爲シテ行ク上ニ於テ

モ私ハナイト思フノデアリマス、隨ヒマシテ只今御提出ニナリマシタ人的條件ニ於

モ、唯單ニ處罰ヲ受ケテ居ル、前科者デア

ルト云フヤウナ理由ヲ以テ、之ヲ一律一體

ニ考ヘラレテ、其處罰ヲ受ケネバナラヌヤ

モ、唯單ニ處罰ヲ受ケテ居ル、前科者デア

ルト云フヤウナ理由ヲ以テ、之ヲ一律一體

ニ考ヘラレテ、其處罰ヲ受ケネバナラヌヤ
モ、是亦事情ハ色々アリマシテモ、法ハ之ニ對シテ嚴重ナル處罰ヲ加ヘルノデアリマス、斯ウ云フコトノ爲ニ處罰ヲ加ヘラレマシタトテ、私ハ倉庫營業ヲ爲シテ行ク上ニ於テモ私ハナイト思フノデアリマスカラ、倉庫證券ノ發行、少ナルコトヲ致シマス者ガ處罰ヲ受ケタト云フヤウナ場合ニ於テハ、之ヲ許サズトセラル、ノ條件トセラレマシテモ、私ハ其條件トセラレマシテ、斯ウ云フ者ニ對シテモ私供ヲ殺シテ、自分モ共ニ自殺ヲシヨウナドト云フヤウナコトヲヤル者モアリマセス、其點ニ付テ御所見ヲ伺ヒマス

○村瀬政府委員 大體只今中井サンノ御話
ノ通リノ趣旨デゴザイマス、處罰ヲ受ケタ
者ニ對シマシテハ、此法律ノ根本ガ倉庫業
者ノ信用ヲ保持スルト云フ立前デアリマス
カラ、處罰ヲ受ケテ一定ノ年限ガ經タナ
ト云フ者ハ、許可ヲ致シマス場合ニ斟酌ヲ
致ス、斯ウ云フ意味合デゴザイマス、其主要
ナルモノハ、倉庫營業ニ關聯シテ處罰セラ
レタト云フモノガ、一番顯著ナモノデセウ
ガ、尙ホ其以外ニ於キマシテモ、財產的ノ
犯罪トカ、或ハサウ云フヤウナモノニ關聯
ヲ持ツテ居リマスヤウナ、一口ニ申シマスレ
バ、倉庫業ノ信用、或ハ倉庫證券ノ信用維
持ニ妨ノアルト云フヤウナモノヲ此場合ニ
考ヘル、斯ウ云フ趣旨デゴザイマスカラ、
全然財產ニ關係ガナイ、信用ニ關係ガナイ、
全然別個ノ犯罪ト云フモノガアッテ——サ
ウ云フモノハ別ニ考ヘル必要ハナイト云フ
ヤウナモノデアリマシタナラバ、ソレハ勿
論サウ云フ點ニ付テ、十分ソチラノ方面カ
ラ考ヘテ見ル積デゴザイマス、尙ホ此條件
ハ如何ニモ處刑ヲ受ケタ人間ニ對シテ懲罰
ヲ與ヘル、斯ウ云フヤウナ意味デハナイカ
ト云フヤウナ御質問デゴザイマスガ、此處
刑ヲ受ケタ者デアツテ、此第二項デ以テ許可
ノ際ニ斟酌セラレルト云フ者ニ付キマシテ

モ、是ハ無制限ニヤルノデハアリマセヌ、
處刑ヲ受ケタ後ニ一定ノ期間ヲ決メテ、ソ
レダケノ間、先づ信用保持ノ上カラ已ムヲ
得ズシテ許否ヲ決定スル場合ノ考慮條件ニ
致ス、是ダケノ趣旨デゴザイマスカラ、其
點ヲ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス
○中井委員 一定ノ期間トハ、何年間位置
ク積リデアリマスカ
○村瀬政府委員 是ハ一つノ短イ期間ヲ豫
想シテ居リマスノデ、マア具體的ノ場合ニ
於キマシテ、一年乃至三年位ノ所ヲ豫想至
シテ居リマスヤウナ次第デゴザイマス
○中井委員 私ノ不審ト致シマス點ニ付キ
マシテハ、本日ハ此程度デ質問ヲ中止致シ
マス、尙ホ留保致シマシテ、改メテ御伺ス
ル機會ヲ得タイト思ヒマス
○岩本委員長 承知シマシタ——デハ他ニ
質問ガアリマセヌケレバ……
○岩本委員長 板谷君
午後零時十分散會
〔勝政府委員說明参照〕

○板谷委員 本案ノ如キ重要法案ヲ會期切
迫ノ今日、御出シニナツタト云フコトハ、洵
ニ遺憾千萬デアルト云フコトハ先達モ申上
ゲタ通リデアリマス、勿論政府トシテハ、此
審議ヲ非常ニ御急ギニナルコトハ御尤ト考
ヘマスケレドモ、併ナガラ此法案ノ如キ、所
付テハ大體ニ於テ貨物ノ保管ニ支障ナキ

謂一種ノ統制デアリマシテ、國民經濟ノ上
ニ重大ナル影響ヲ來タスコトデアリマスカ

ラ、吾々委員トシテノ研究調査ノ爲ニ、來
ル月曜日マデ休會セラレンコトヲ希望致シ
マス、其間十分研究調査ヲシテ、更ニ質問
ヲ繼續シタイト思ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○岩本委員長 只今ノ板谷君ノ御希望ハ諒

承致シマシタ、委員長ニ於テ其御希望ヲ適

當ニ考慮致シマシテ、次會ノ委員會ハ公報

ヲ以テ御知ラセ致シマス、本日ハ是ニテ散

會致シマス

程度ヲ標準トシ夫レ以上積極的ニ高度ノ
構造設備ヲ要求セザル見込ナリ

二、人的條件ニ付テハ懲役禁錮等ノ刑ニ處

セラレ處刑後一定期間ヲ經過セザル者又

ハ此ノ如キ者ヲ役員トスル法人ノ如キモ

ノハ許可セザル方針ナリ

三、資力ノ點ニ付テモ地方ノ倉庫ニ對シテ

ハ特ニ多額ノ資本金又ハ資產ヲ要求スル

コトナク例ヘバ一萬圓程度ノ資本金ヲ有

スル會社ト雖モ他ノ點ニ於テ支障ナキ限

リ之ニ發券ヲ許可スル方針ナリ

四、大都市ハ地方ト事情ヲ異ニスルヲ以テ

設備資力等ノ要件ニ付キ其ノ事情ニ應ジ

相當程度迄標準ヲ高ムル方針ナリ

相當時刻迄標準ヲ高ムル方針ナリ

昭和十年三月六日印刷

昭和十年三月七日發行

衆議院事務局

印刷者
常磐印刷株式會社